

民泊新法180日上限案

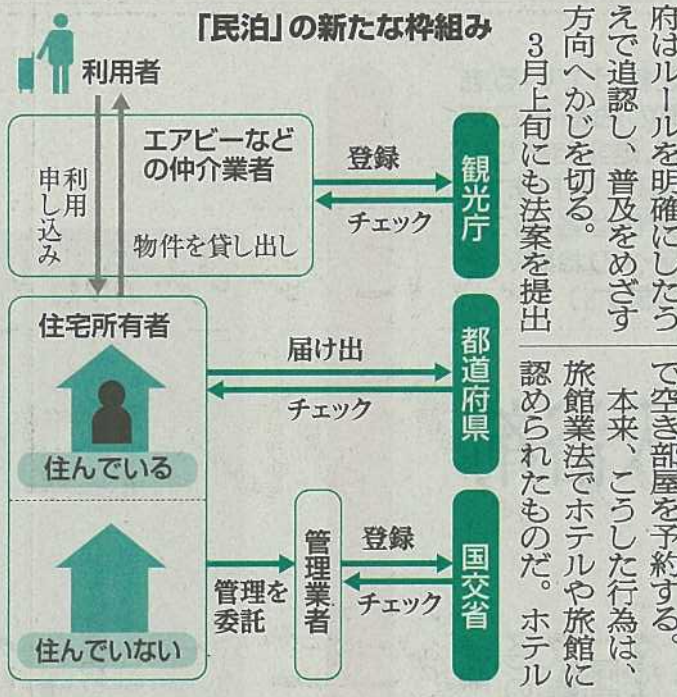
家主は届け出必要 ■違反には罰則

自宅の空き部屋などに旅行者を泊める民泊のルールを定める「民泊新法」案の概要が固まった。家主を届け出制にして営業の上限を年180日とし、違反した場合は罰則も設ける。民泊は国家戦略特区などで特別に認められているが、多くが現状では違法状態だ。政府はルールを明確にしたうえで追認し、普及をめざす方向へかじを切る。

3月上旬にも法案を提出し、開会中の通常国会での成立をめざす。

民泊では、家主は自宅の空き部屋や、所有する空き家を旅行者らに貸し出し、利用料を得ることが多い。家主と利用者の間に米Airbnb(エアビーアンドビー)などの仲介業者が入る。利用者は業者のサイトで空き部屋を予約する。本来、こうした行為は、旅館業法でホテルや旅館に認められたものだ。ホテル

不足もあって民泊が急速に広がったため、政府は東京や大阪の特区地域で条件つきで認めるようにした。だが、その後も旅館業法などで営業許可を受けていない「ヤミ民泊」は減らず、民泊のルールや監督官庁、罰則などを法律で定め、事実上追認することになった。



法案では民泊営業をする家主に対し、都道府県への届け出を求める。家主が不在の場合に家の管理を委託された業者には、国土交通省への登録を求める。エアビーなどの仲介業者は、観光庁に登録してもらう。行政が民泊に関わる関係者を把握して情報を共有する。家主と管理業者には、衛生管理や騒音防止、宿泊者名簿の作成、苦情への対応を義務づけ、施設には「合法」だとわかる掲示も求める。仲介業者には宿泊料金を

や仲介手数料の公表を義務づける。これらに反した場合は、立ち入り検査をしたり業務停止命令を出したりする。改善がなければ、最大で罰金100万円か懲役1年の罰則を科す方向だ。営業日数は年180日を上限とする。学校周辺などで上限を引き下げられるようにする方針だ。

「180日超」の物件 サイトから除外 米Airbnb方針

民泊仲介サイトで世界最大の米Airbnb(エアビーアンドビー)は21日、政府が成立を目指す民泊新法で定めるルールに従う意向を示した。宿泊日数が上限の180日を超えた物件は仲介サイトに表示さ

れないようにする方針だ。日本法人が同日、都内の説明会で明らかにした。海外では上限日数を超える」と表示されないシステムを使っているという。関係する税金の徴収を手数料に含めて代行することや、地域ごとの民泊利用者数などのデータを国や自治体に提供することも可能という。

同社のサイトには、国内で約4万8千件の物件が登録されている。2016年にサイトを通じて宿泊した訪日外国人客は約370万人で、15年(約138万人)の2・7倍だった。